

令和5年度 事務事業評価結果一覧表

【住民生活部会】＜保健・医療・福祉分野＞ No.1

施策項目	整理番号	事業名	事業計画登録No	所管課	令和4年度評価結果			一次評価			二次評価		総合評価	
					一次評価	二次評価	総合評価	結果	左記の評価を選択した具体的な理由	二次評価対象	結果	左記の評価を選択した具体的な理由	結果	具体的評価理由
保健対策の推進	3-1	健康増進事業 ・各種健康増進事業、保健推進委員活動支援事業	108	福祉保健課	1	1	1	1	各種事業の実施状況や成果を評価しながら、健康増進法や町の健康課題に合わせて効率的に各種事業を実施していく必要がある。	対象外				
	3-2	検診事業 ・生活習慣病予防推進のための各種健(検)診事業	112	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	各種検診の実施により生活習慣病の発症や重症化を予防していく必要がある。受診率向上に向け、実施内容や実施体制の工夫等について検討していく。	対象外				
	3-3	母子保健事業	113	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	心身ともに健やかな子どもを育むとともに安心して子育てができる町づくりを目指して、各種母子保健事業、子育て支援を継続して実施していく必要がある。	対象外				
	3-4	特定健診未受診者等対策事業	228	介護支援課	1	対象外	対象外	1	本事業は、受診対象者の健康維持・重症化予防の観点と特定健診受診率の向上を図ることを目的としていることから、今後においても継続する必要がある。	対象外				
医療体制の確保	3-5	医療機械等購入費	114	国保病院	1	対象外	対象外	1	医療機器の更新を継続して実施する。	対象外				
地域福祉の推進	3-6	興部町社会福祉協議会運営費補助事業	116	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	在宅福祉を支える総合的な地域福祉を推進するためには、社会福祉協議会との連携が不可欠である。	対象外				
	3-7	民生児童委員協議会運営事業	117	福祉保健課					法定受託事業につき、評価対象外					
子育て環境整備の推進	3-8	保育所運営事業	119	福祉保健課	2	2	1	2	今後、認定こども園を整備する中で、町に必要な子育てサービス等を十分に検討し、町民ニーズに合った施設とする必要がある。	対象外				
	3-9	興部町子ども・子育て支援事業 ・子ども・子育て支援事業	120	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	無償化に向けた取組を、先んじて行っており施設型給付費の負担は必要である。	対象外				
高齢者福祉の推進	3-10	高齢者事業団育成事業	121	福祉保健課	1	1	1	1	高齢者事業団の存続が地域の高齢者弱者等の環境整備等に役立っている。	対象外				
	3-11	敬老会運営事業 ・敬老祝金支給事業	122	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	本事業は、高齢者の多年の労をねぎらい長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図る事を目的としていることから、今後においても継続する必要がある。	対象外				
	3-12	老人福祉センター運営管理事業 ・興部町老人福祉センター運営管理事業	123	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	運営管理委託を高齢者事業団に委託しており、現状委託経費で最大の効果を上げている。認知症デイサービスや歌謡クラブの開設、更にはカラダラボでの利用など、利用頻度が高まっている。	対象外				
	3-13	老人クラブ育成事業	124	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	運営費を補助することで、元気な高齢者がいつまでも活発に活動してもらえるのは、高齢者の孤立化の防止や安否確認にもなる。	対象外				
	3-14	高齢者下宿運営管理事業 ・興部町高齢者下宿運営管理事業	127	福祉保健課	2	2	2	2	本施設の必要性及び入居希望者数が定員を上回ることもある。立地場所が低地であり大雨時には浸水の危険があるため、今後、新築移転や施設の活用方法の検討が必要。	対象外				
	3-15	福祉保健総合センター運営管理事業 ・興部町福祉保健総合センター運営管理事業	128	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	建設から20年を迎えようとしており、設備や備品等の耐用年数に達していることから、計画的な修繕交換が必要となっている。	対象外				
	3-16	おこっぺ町地域づくりサポートの会運営補助事業 ・地域支援事業	125	介護支援課	1	対象外	対象外	1	住民同士で主体的に実施する事で、介護予防につながる事や、高齢者が集いやすい場としての工夫もしている。行政と共同し今後も介護予防活動や助け合い活動に繋がる活動として継続する。	対象外				
	3-17	一般介護予防事業 ・地域支援事業	125	介護支援課	1	対象外	対象外	1	高齢者の介護予防の取り組みとして事業は継続する必要がある。	対象外				
	3-18	包括的支援事業 ・地域支援事業	129	介護支援課	1	対象外	対象外	1	高齢者の総合相談窓口として市町村が行う必須事業となっている。他機関との協力の元、高齢者を中心に町民の様々なニーズに対応できるように包括支援センターの機能強化を図る必要はある。	対象外				
	3-19	生活支援体制整備事業 ・地域支援事業	129	介護支援課	1	対象外	対象外	1	介護保険地域支援事業による必須事業。「見守り活動連絡会議」を実施した。今後も定期的に行い町の見守り体制の充実を図る。	対象外				

令和5年度 事務事業評価結果一覧表

【住民生活部会】＜保健・医療・福祉分野＞ No.2

施策項目	整理番号	事業名	事業計画登録No	所管課	令和4年度評価結果			一次評価			二次評価		総合評価	
					一次評価	二次評価	総合評価	結果	左記の評価を選択した具体的な理由	二次評価対象	結果	左記の評価を選択した具体的な理由	結果	具体的評価理由
高齢者福祉の推進	3 - 20	認知症総合支援事業 ・地域支援事業	129	介護支援課	1	対象外	対象外	1	介護保険地域支援事業による必須業務。認知症高齢者が増加傾向にあり、町にあった認知症支援を検討して行く。	対象外				
	3 - 21	在宅医療・介護連携推進事業 ・地域支援事業	129	介護支援課	1	対象外	対象外	1	介護保険地域支援事業の必須業務。実際の医療現場と介護現場の連携は双方の理解により、とりやすくなっている。今後、連携実践方法の検討だけでなく、地域の課題を検討する場が必要。	対象外				
	3 - 22	介護予防・日常生活支援総合事業 ・地域支援事業	129	介護支援課	1	対象外	対象外	1	介護保険法地域支援事業により実施。今後も継続が必要。運動ニーズが高くなってきており、短期集中サービスの利用意向も高い。今後は既存サービス相当の通所型サービスでも運動ニーズに対応できるようにしていく必要がある。	対象外				
	3 - 23	通所介護サービス事業 ・介護サービス事業	130	介護支援課	1	対象外	対象外	1	介護保険による通所介護事業。今後も要支援者・要介護者・総合事業対象者の当事者と介護を担う家族を在宅で支える為に必要な事業。変化していく利用者のニーズに合わせてサービス提供内容も変化させていくことが必要を在宅で支える為に必要な事業。変化していく利用者のニーズに合わせてサービス提供内容も変化させていくことが必要。	対象外				
	3 - 24	認知症対応型通所介護サービス事業 ・介護サービス事業	130	介護支援課	1	対象外	対象外	1	認知症高齢者が増加傾向にある中、在宅で支えるサービスとしては必要性は高い。今後の町の施設検討に合わせてこの事業をより町民のニーズに合わせた事業に転換していくことを検討する必要がある。	対象外				
高齢者福祉の推進	3 - 25	指定居宅介護支援事業・介護予防支援事業	131	介護支援課	1	対象外	対象外	1	要介護認定者等が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送るために無くてはならない事業である。町内に他の指定事業所がないため、現状維持としているが、今後施設整備と合わせ総合的な法人委託の検討が必要。	対象外				
	3 - 26	介護従事者養成事業	229	介護支援課	1	対象外	対象外	1	介護保険制度を支えるために必要な事業であり、今後の施設整備に向け介護福祉士のみではなく、介護支援専門員等の有資格者も必須であることから、令和5年度より助成内容を拡充し更なる介護人材等の確保・定着を図っていく。	対象外				
障がい者福祉の推進	3 - 27	児童福祉費一般経費 ・西紋子ども発達支援センター運営負担金	132	福祉保健課					西紋5市町村による共同設置契約に基づく負担金事業につき、評価対象外					
	3 - 28	障害者福祉費一般経費 ・身体障害者手帳交付診断書料金補助事業	135	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	障害者手帳申請者の経済的負担を軽減する上で必要である。	対象外				
	3 - 29	障害者等交通費助成事業 ・重度身体障害者ハイヤー料金等助成事業	136	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	制度を利用することで、外出機会が増え生活圏の拡大が図られることから必要である。	対象外				
	3 - 30	障害者等交通費助成事業	137	福祉保健課	1	対象外	対象外	1	心身に障がいのある者の経済的負担を軽減する、福祉の増進を図る上で必要である。	対象外				
社会保障制度の推進	3 - 31	重度心身障害者医療給付事業	155	介護支援課	1	対象外	対象外	1	本事業は、町条例及び道医療給付事業に基づき、重度心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため必要である。	対象外				
	3 - 32	子ども医療費助成事業 (乳幼児等医療給付事業等含む)	154	介護支援課	1	対象外	対象外	1	子どもの疾病の早期発見を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため必要である。また、令和元年8月診療月より、一部負担金の徴収、支給方法を現物給付にすることで、保護者の窓口負担及び担当者の医療費請求等の事務負担の軽減を図ることができている。	対象外				
	3 - 33	ひとり親家庭等医療給付事業	153	介護支援課	1	対象外	対象外	1	本事業は、町条例及び道医療給付事業に基づき、ひとり親家庭等の健康の保持及び福祉の増進を図るため必要である。	対象外				

1 継続【現状維持】 2 継続【拡充】 3 継続【縮小】 4 継続【統合】 5 終了 6 休止 7 廃止